

「若葉地区 まちづくり協力基準」の見直し検討を進めています



若葉地区では、令和7年3月に地区計画の変更が決定され、あわせて新たな防火規制区域が指定されました。

そこで、地区計画の内容を補完する建替え時のルールである平成12年8月に作成した「若葉地区 まちづくり協力基準」についても、地区計画の変更等に合わせて内容を見直す必要があります。

この度、若葉地区まちづくり推進協議会役員会において、見直し項目を整理・検討し、変更案をまとめました。

この変更案について、地域の皆さまのご意見を伺います。ご協力をお願いいたします。



まちづくり協力基準
って何かしら?



当地区で建築物を新築する際の守るべき地元のルールです。地元のルールですので、協力をお願いしています。

見直しの必要性

以下の理由により、見直す必要性があります。

- まちの将来像、変更した地区計画との整合
- これまでに出てるご意見等の反映
- まちづくり協議(※)の対象の見直し

※まちづくり協議：建築計画がまちづくり協力基準に沿った計画であるかを協議するものです。

見直しの方針

見直しの必要性を踏まえ、以下の見直し方針により変更案をまとめました。

- まちの将来像及び地区計画との整合を図る
- 意見等の反映を図り、新たな基準を設ける
- 各基準の適用対象を整理する

これまでに出てるご意見の一部



昔の若葉にあったようなコミュニティを取り戻したい。

戸建てのまま建替え、住み続けたい方も居ると思う。



皆さまのご意見をお寄せください！



推進協議会役員会にて検討しました「若葉地区 まちづくり協力基準」の変更案について、皆さまのご意見をお寄せください。

若葉地区 まちづくり協力基準 主な変更点

💡 名称を見直します

- 新名称「若葉地区 まちづくり地域ルール」



推進協議会役員会での検討状況は
こちらをご確認ください

💡 地域コミュニティや住環境への配慮の項目を新設します

- 共同住宅等については、管理会社等の連絡先を表示する
- 町会への加入依頼に協力する



💡 まちづくり協議の適用となる対象を分かりやすくします

- 対象は建築物の新築とし、原則、一戸建ての住宅は
まちづくり協議の対象から除く

変更案はこちらを
ご確認ください

💡 持ち主が変わってもルールを守ってもらうようお願いします

- 建築物が存在する間は、維持管理や保全を適切に行う
ようにお願いする



(PDF)<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000442042.pdf>

ご意見の提出方法

「若葉地区まちづくり協力基準」変更案について、ご意見のある方はご提出ください。

ご意見は、以下のいずれかの方法によりご提出ください。様式に決まりはありません。

① 郵送による提出

② FAXによる提出

下記事務局まで
お送りください

③ WEBによる提出

二次元コードまたはURLから
フォームに入力してください



(URL)<https://logoform.jp/form/kubz/1293487>



ご意見 受付期間

令和 8年 1月 7日(水) まで

ご意見送付先・お問合せ先



事務局

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 (担当:菅野、関根、渡部、佐藤)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227